

## 船舶事故調査報告書

令和3年6月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）  
 委 員 田 村 兼 吉  
 委 員 岡 本 満喜子

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 転覆   |
| 発生日時  | 令和2年12月11日 16時15分ごろ  |
| 発生場所  | 沖縄県石垣市石垣港南方沖<br>石垣港沖南防波堤北灯台から真方位158° 3.4海里（M）付近<br>（概位 北緯24° 16.8′ 東経124° 09.3′）   |
| 事故の概要   | 遊漁船エスケープは、漂泊して遊漁中、転覆した。<br>エスケープは、釣り客1人が負傷し、船外機の濡損等を生じた。   |
| 事故調査の経過   | 令和3年12月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 遊漁船 エスケープ、1.3トン<br>ON3-480336（漁船登録番号）、株式会社Y's<br>6.91m（Lr）×2.48m×0.87m、FRP<br>ガソリン機関（船外機）、84.6kW、平成29年3月<br>第260-48735号（船舶検査済票の番号）                 |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 47歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成24年7月2日<br>免許証交付日 令和2年12月21日<br>（令和4年7月1日まで有効）   |
| 死傷者等  | 重傷 1人（釣り客C）  |
| 損傷  | 船外機に濡損、操舵スタンド前部の風防に破損  |
| 気象・海象   | 気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約10m/s、視界 良好<br>海象：うねり 波向北東、波高約0.5～1m、潮汐 高潮時、水温 約24℃<br>石垣市には、11月27日16時13分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中（12月4日15時37分～5日04時05分の間は波浪警報）であった。 |
| 事故の経過   | 本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客3人（以下「釣り客A」、「釣り客B」、「釣り客C」という。）を乗せ、遊漁の目的で、令和2年12月11日14時00分ごろ石垣漁港を出航した。<br>本船は、沖縄県竹富町竹富島東方沖で遊漁を行った後、石垣港の                          |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>釜口（サクラ口）付近から南方に拡張するリーフ’（以下「本件リーフ」という。）に移動し、主機をアイドリング状態として漂泊しながら遊漁を始めた。</p> <p>船長は、釣り客の狙いの魚がリーフの際（リーフエッジ）を好むので、釣り客がリーフエッジ付近に仕掛けを投げ入れることができるよう、時折主機を使用して本船の向きを調整しながら、本件リーフ付近で漂泊して遊漁を続けた。</p> <p>本船は、水深2～3mの本件リーフ付近を南方に圧流されながら遊漁を行った後、本件リーフの外に出たところで、船長が釣り客に対し、仕掛けをあと3回投げ入れたら帰航すると伝え、船首を南東方に向けて遊漁を続けていたところ、16時15分ごろ、船長が左舷方目前に高さ3～4mに隆起した波を認め、操船により避ける間もなく同波を受け、直後に続く波を受けて右舷方に転覆した。</p> <p>乗組員は、操舵スタンド付近にいた時、左舷真横に壁のような波が隆起しているのを見て、気付いた時には海中に転落していた。</p> <p>釣り客Aは、釣りを終えて釣り竿を収納しようとしていた時、左舷方の少し先にやや大きな波が見え、またたく間に3m程の高さまで急激に隆起しながら接近した同波を本船が受け、直後に続く波を受けた時に船外に投げ出された。</p> <p>釣り客Bは、釣りを終えて釣り竿を収納し、船内に腰を掛けようとした時、左舷方目前に高さ3m程の波が迫っており、直後に本船が同波を受け、近くのクーラーボックスの上に座って休んでいた釣り客Cと共に船外に投げ出された。</p> <p>船長、乗組員及び釣り客3人は、船底を上にして浮かんでいる本船に上がった後、乗組員及び釣り客の携帯電話が浸水したものの通話することができたので、海上保安庁に通報するとともに知人の漁船に救助を求め、来援した知人の漁船2隻により全員が救助された。</p> <p>釣り客Cは、救急車で病院に搬送され、左腓骨骨折、右第9第10肋骨骨折等と診断された。</p> <p>本船は、翌12日、知人の漁船により石垣漁港にえい航された。<br/>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照）</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、本事故当日、波浪注意報が発表されていたことを知らなかったが、最初に遊漁を行った竹富島東方沖では波が穏やかであり、また、本件リーフ付近は波高0.5m程の北東からのうねりがあったものの、北東の風に対して島陰になるので問題なく遊漁を行うことができると思っていた。</p> <p>船長は、平成24年に小型船舶の操縦免許を取得し、遊漁船の船長として乗船するようになって以降、本事故発生場所付近で何度も遊漁を行ったことがあり、周囲にあるリーフの存在も認識していたが、本事故時のような波を見たのは初めてであった。</p>   |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>海図W1206（八重山列島）によれば、本事故発生場所付近は、本件リーフとその南側にあるリーフが入り組んだ形状をしており、水深が29m及び43mから18m、更に18mから4.1mと急激に浅くなっている。</p> <p>気象庁のホームページによれば、うねりは、水深の浅い海岸（防波堤、磯、浜辺など）付近では海底の影響を受けやすく、沖からのうねりが急激に高くなることがある。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくるとは、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p> <p>船長、乗組員及び釣り客3人は、膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話をバッグに入れて操船に当たっていたところ、転覆して船外に投げ出された際にバッグと共に船外に流された。</p> |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与<br/>船体・機関等の関与<br/>気象・海象等の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>あり<br/>なし<br/>あり</p> <p>本船は、石垣港南方沖において、波浪注意報が発表されている状況下、船長が、波高の増大しやすい海域で漂泊して遊漁を続けていたことから、左舷方から波高約3mの波を受け、直後に続く波を受けて右舷方に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、これまで本事故発生場所付近で本事故時のような波を見たことがなく、また、本件リーフ付近が北東の風に対して島陰になるので問題なく遊漁を行うことができると思っていたことから、遊漁を続けていたものと考えられる。</p>  |
| <p><b>原因</b></p>  | <p>本事故は、本船が、石垣港南方沖において、波浪注意報が発表されている状況下、船長が波高の増大しやすい海域で漂泊して遊漁を続けていたため、左舷方から波高約3mの波を受け、直後に続く波を受けて右舷方に転覆したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>再発防止策</b></p>   | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶は、リーフの<sup>まわ</sup>りなどの地形が入り組んだり、水深が急激に浅くなる海域では、波浪が急激に高くなることがあるので、常に波の状況に注意すること。</li> <li>・ 波浪注意報等が発表されている場合は、リーフの内側に比べて外側では波浪が高いので、そうした海域に長くとどまらないように</li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 防水型の携帯電話を携行するとともに、クリップ付きのストラップ又はネックストラップを利用したり、ファスナー付きのポケット又は身に付けたポーチに入れるなどして、操船者等が海中に投げ出されても携帯電話を使用できるようにしておくことが望ましい。</li></ul> |
|--|--|

付図1 事故発生経過概略図

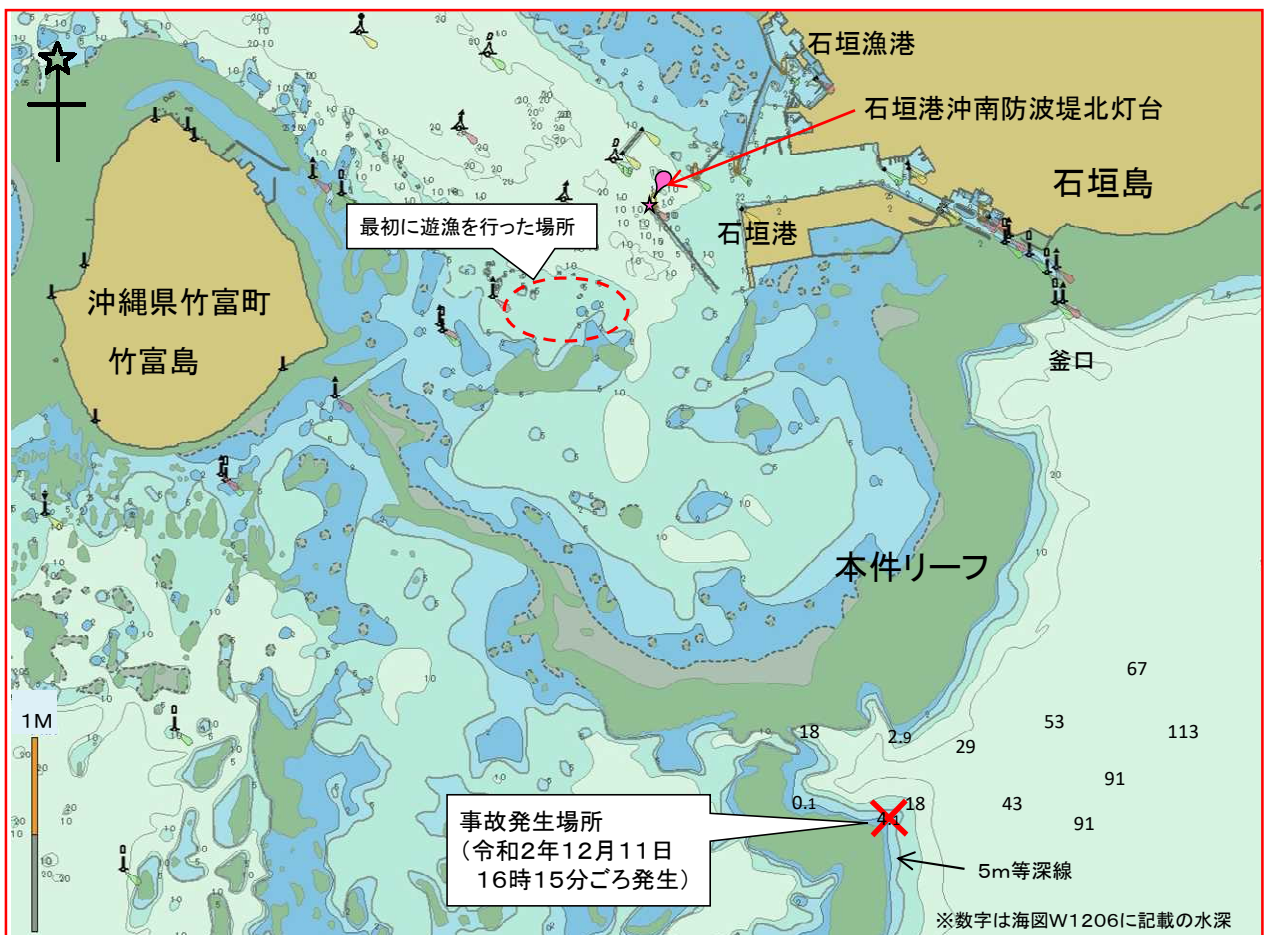
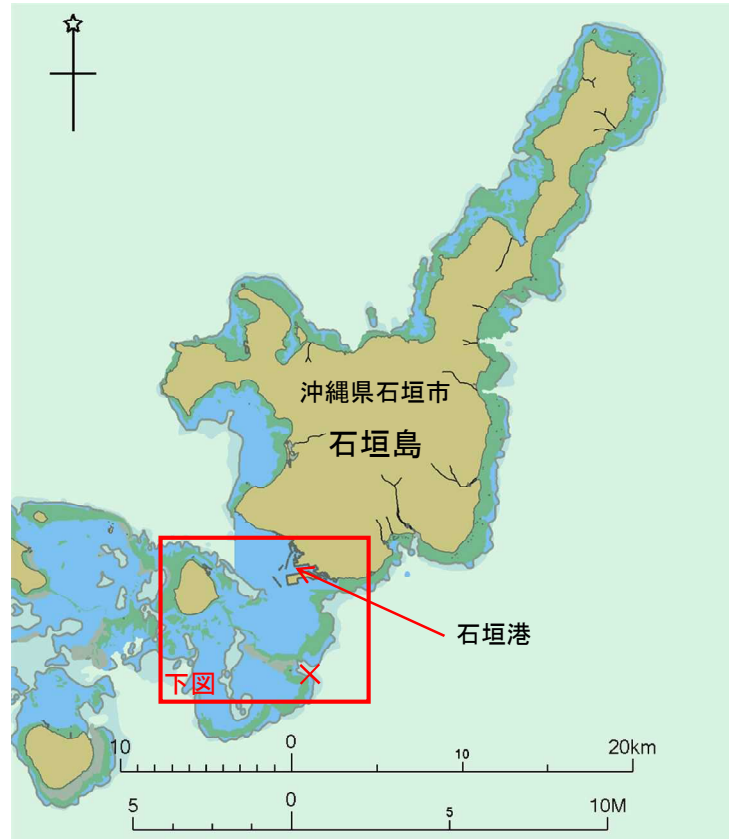


写真1 本船

